

ニュースレター

2009年8月

インデックス

新文書

ハイテク法及びハイテク企業判定基準	2
不動産の譲渡、相続、受贈に対する個人所得税	4
懸賞当選者に対する個人所得税	5
土地法に関する改正内容	6
外資系企業の再登録を2014年8月1日に延期	7
ベトナム・日本経済連携協定税率表の公布	7

ガイドライン文書

法人税	8
ハイテク企業に対する法人税の優遇	8
拡張投資に対する法人税の優遇	8
Circular134/2007/TT-BTCに規定する法人税優遇期間中に法人税法に違反する企業に対する処分税法に違反する企業に対する処分	9
正常な取引価格に従わない場合、資産売却価格を設定	9
付加価値税	10
国際運送用機器の運転に対する付加価値税	10
税関及び輸出入	11
余剰原材料に対する輸入税	11
免税となる輸入商品リストの登録	11
2009年6月4日の前に締結した契約に対する保税倉庫入庫手続	11



新文書

ハイテク法及びハイテク企業判定基準

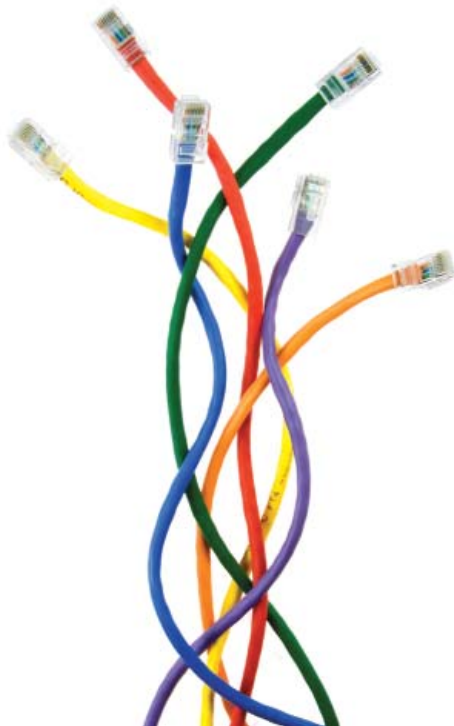
国会は、2008年11月13日に、ハイテク法第21/2008/QH12号(「ハイテク法」)を採択した。ハイテク法は、2009年7月1日から施行される。

ハイテク法の制定前は、ハイテク分野はいかなる時も政府の開発優先分野の一つであり、そのためハイテク分野で事業を行う各企業は、税務及び投資に関する最高の優遇を受けることが多かった。しかし、今回初めてハイテク企業判定基準が法律化、標準化された。

ハイテク法に規定される税務及び投資に関する優遇の主要内容は、下記の通りである。

ハイテク法では、ハイテク企業は、土地、法人税、付加価値税、輸出税、輸入税に関する法律の規定上の最優遇を享受できる。つまり税務及び投資関連の現行規定下では、企業は、下記の具体的な優遇を受けることが可能となる。

- 法人税: 30年間法人税率10%を適用。また4年間の法人税免税と、その後9年間の法人税額半減。
- 地代(土地リース料): 投資の分野及び場所によって3年~7年、又は案件の全期間で地代免除。
- 輸入税: 固定資産形成に使用される物品に対する輸入税を免税。また、生産用の輸入原材料、資材、部品に対する輸入税を5年間免税。



優遇適用要件

上記の優遇を受けるためには、企業は下記の要件の全てに該当しなければならない。

- ハイテク製品リストに所属する製品を生産すること。(今後、当該ハイテク製品リストをより詳細にしたものが発行される見込みである)。
- 売上高合計に占めるベトナムで研究開発を行うための支出総額が、設立後3年間は少なくとも1%、かつ4年目以降は1%以上でなければならない。
- 売上高合計に占めるハイテク製品の売上高が、設立後3年間は少なくとも60%、かつ4年目以降は70%以上でなければならない。
- 研究開発業務を行う大卒の労働者数は、労働者総数の少なくとも5%でなければならない。
- ベトナムでの標準又は技術基準に合格した製品の製造及びその品質管理において、環境に優しい措置、省エネ措置を適用していること。なお、ベトナムの標準又は技術基準が制定されていない場合には専門の国際組織の標準を適用する。

以前の法的文書に規定するハイテク企業判定基準と比べ、新たなハイテク法に規定する各基準は、定量化がされ、かつ詳細に規定されているが、その反面、厳格になっているともいえる。

ハイテク法の適用対象

Deloitte Vietnam の見解では、新たなハイテク法は、

以前の法的文書に定めた各基準に該当し、かつすでにハイテク企業に対する税務優遇を受けている企業に対しては、遡及的な効力がない。その反面、適用要件に関する具体的な規定を見る限り、新規設立企業及び技術分野で事業を行っている企業にとっては、上記の優遇適用を認められることも可能性があるため、ハイテク企業承認申請を検討する価値がある。

ハイテク法に関連する

ハイテク法に関連する詳細なレギュレーションは、今後公布されることになるはずである。Deloitte Vietnamは、その詳細なレギュレーションが公布された場合、ハイテク企業に対する税務関連内容を引き続きアップデートする予定である。



不動産の譲渡、相続、受贈に対する個人所得税

財政省は、2009年8月12日に、不動産の譲渡、相続、受贈に対する個人所得税のガイドラインを規定するCircular161/2009/TT-BTCを公布した。

同Circularによると、不動産の譲渡、相続、受贈から収入を得る個人が納税者となる。納税者判断は、土地使用権証明書、家屋所有権証明書、又は政府管轄機関により認められるその他の合法的な証書に基づいて行われることとなる。

同Circularでは、不動産を譲渡する個人が課税収入判定の基礎となる適正かつ十分な書類や証書を揃えることができた場合、税額は課税所得(売却益)に対して税率25%を適用して計算することとなる。その他の場合は、譲渡価格に対して税率2%を適用して税額を計算することとなる。なお、Circular161によると、税額算出の基礎は譲渡契約価格又は申告時の不動産価値であると定められている。税額算出の基礎となる価格が著しく不合理な場合には、省レベルの人民委員会により定められる土地の価格をもって、税額算出の基礎とされる。

個人所得税法に規定する免税及び臨時的な納税延期の場合とは、同Circularによると以下の通りである。

- 企業設立にあたって不動産をもって拠出する土地使用権又は家屋所有権を持つ個人
- 国家による土地回収で補償金を受ける個人
- ベトナムで唯一の家屋所有権又は土地使用権を譲渡する個人



同Circularに規定する納税者であるが、課税所得が2009年1月1日以前に生じた場合には、個人所得税法又は土地使用権譲渡税法に規定する税務義務の履行にあたって、より有利な方法を選定することが可能である。

同省令は、2009年9月26日から施行される。また、不動産譲渡に対する個人所得税に関するガイドラインであった財政省発行の2008年12月31日付Official letter16181/BTC-TCT及び2009年1月16日付Official letter 762/BTC-TCTの内容は廃止される。

懸賞当選者に対する個人所得税

財政省は、2008年8月13日付けで、有償ゲームセンターにおいてゲームに当選した者に対する個人所得税のガイドラインを規定するCircular164/2009/TT-BTCを公布した。

同Circular164/2009/TT-BTCは、下記の通り、適用される有償ゲームセンターのゲーム形態を規定している。

- 個人とサービススタッフ付きゲーム機との競技
- コイン回収サービススタッフが付く各個人間の競技
- サービススタッフ無しの一入、又は複数人の個人とゲーム機との競技
- 大当たり(ジャックポット)の当選
- 幸運な顧客向けの定期的な懸賞及び有償ゲームセンターのその他の形態

同Circularの規定によると、有償ゲームに当選した場合に対する個人所得税の計算は、下記の通りである。

- 税額算出のための所得: 1件のゲームの当選から得られる収入のうち1千万ドルを超える金額。なお、1件のゲームの当選から得られる収入は、当選者に返却される金額からそのゲームに支出した金額を差し引くものとする。
- 個人所得税の税率: 10%を適用する。

当選者は、個人所得税の登録及び申告を行う必要はなく、懸賞金を支給する組織が申告、納税する。つまり、懸賞金を支給する組織は、当選者に懸賞金を支給する際に、個人所得税相当額を控除しなければならない。また、当選者により求められれば、個人所得税額控除の証拠書類を発行しなければならない。

同Circularは、2009年9月28日から施行するとともに、Circular84/2009/TT-BTCに規定する有償ゲームセンターのゲーム当選者に対する個人所得税の計算方法に関するガイドラインを廃止する。但し、Circular164/2009/TT-BTCの施行日前に生じた懸賞金はCircular84/2009/TT-BTCに従うものとする。



土地法に関する改正内容

国会は、2009年6月19日付けで、2009年8月1日から施行する“基本建設投資に関する各法律の一部補足及び改正に関する法律”38/2009/QH12を採択した。最も重要な変更は、土地法に関連する内容である。つまり、2009年8月1日以降、国家は従来の「赤手帳」、「ピンク手帳」に代わって、土地使用権、家屋所有権及土地付帯資産の所有権の証明書を一種類に統一するものとしている。具体的には、下記の通りである。

- 土地使用権、家屋所有権及び土地付帯資産の所有権の証明書(以下、共同で「新規証明書」という)は、全国で統一した一種類の形式で天然資源環境省により発行される。通常、土地使用権のみが当該新規証明書に記載されているが、政府管轄機関は、所有者の求めに応じて、家屋及び土地付帯資産についても、その新規証明書に所有権を追加することとなる。
- 2009年8月1日以前に交付された土地使用権、家屋所有権及び土地付帯資産の所有権の証明書は、依然として法律的に有効であり、新規証明書に変換する義務はない。また、新規証明書に更新する場合には、新規証明書への変換が認められ、かつ手数料を納付する必要がない。土地使用権、家屋所有権及び土地付帯資産の所有権の証明書が未交付の場合、又はこれらの権利を譲渡する場合は、本法の規定に従い、新規証明書が交付される。
- 対象者に対する証明書交付権限は、以前の土地法の規定と変わらないが、交付の手順、手続は、新たな土地法上において一定の変更がある。

土地使用権、家屋所有権及び土地付帯資産の所有権の証明書の交付のガイドラインを規定するDecree草案は、現在、政府による採択待ちの状況にある。同Decree草案は、天然資源環境省によって作成され、かつ各省庁、地方の意見を聴取済みである。同Decreeが公布されるまでの間は、政府及び天然資源環境省の指導の下で、省レベル、県レベルの天然資源環境機関が、証明書交付申請書類を引き続き受理することとなる。また、同Decreeが公布され、施行された場合に、要件を満たした対象者に対し即時交付できるように、新規証明書様式を使用した交付手順を準備する。



外資系企業の再登録を2014年8月1日に延期

2006年9月21日付で交付された外資系企業の投資ライセンスの再登録、転換及び変更登記に関するDecree101/2006/ND-CPの規定によると、会社法及び投資法の規定に従った再登記を行わない外資系企業は、業種及び事業分野を調整又は追加することが認められなくなります。

しかし、2009年6月19日付の基本建設投資に関する法律の一部補足及び改正に関する法律38/2009/QH12の第3条によると、投資ライセンスの再登録期限は、“2009年8月1日から起算して5年後”に延期されることとなった。従って、再登記を行う各企業は、2014年8月1日までに企業再登録申請書類を提出することが出来るようになった。



ベトナム・日本経済連携協定税率表の公布

財政省は、2009年8月6日付けで、2009年～2012年に段階的に適用されるベトナム・日本経済連携協定に基づくベトナム特別優遇輸入税率表に関するCircular158/2009/TT-BTCを公布した。

この税率表の税率は、日本からの輸入商品のみ適用されるため、ベトナム・日本経済連携協定税率とも呼ばれる。当該税率は輸入商品の違いによって以下の3段階で適用される。

- 第1段階: 2009年10月1日～2010年3月31日
- 第2段階: 2010年4月1日～2011年3月31日
- 第3段階: 2011年4月1日～2012年3月31日

輸入商品がベトナム・日本経済連携協定税率の適用を受けるためには、以下の要件を満たしていなければならない。

- ①この税率表に記載された商品であること
- ②日本からベトナムへ輸入され、かつ、直接運送されるものであること
- ③原産地証明書様式VJ(C/OフォームVJ)を有していること

ベトナム・日本経済連携協定税率表は、2009年10月1日から適用される。

ガイドライン文書

法人税

ハイテク企業に対する法人税の優遇

税務総局は、2009年7月22日付でOfficial Letter 2996/TCT-CSを発行しました。

同Official Letterはクワンチュン（Quang Trung）ソフトウェアパークで設立し、事業を行うある特定の企業宛に発行されたもので、これによると、同社はハイテクパーク内で事業を行う企業に適用する法人税の優遇税制（全期間にわたり法人税率10%、4年間の法人税免税し、かつその後9年の法人税額50%減税）を享受できるが、当該優遇税制は、Decree 99/2003/ND-

CPに添付して公布された“ハイテクパーク規制に関する投資奨励ハイテク分野”から得られる収入に対してのみ適用されると記載されている。従って、当該投資奨励ハイテク分野以外の事業から得られる収入に対しては、優遇税制の適用が認められない。

拡張投資に対する法人税の優遇

2003年及び2005年の法人税法のガイドラインの各文書の規定によると、拡張投資(新規生産ライン建設、規模拡大、技術刷新、生産環境改善、生産力向上)を行う企業は、その拡張投資による追加的な所得に対して法人税の優遇(1年間免税、その後50%減税)を享受できる。

しかし、企業が技術刷新、生産力向上を目的として既存の生産ラインに対して追加的な新規設備機材の調達を行う場合には、追加的な所得に対する法人税優遇を受ける拡張投資として認められない。

地方の税務局に対して2009年7月30日付けで発行されたOfficial Letter 3093/TCT-CSIに上記内容が規定されている。



Circular134/2007/TT-BTC に規定する法人税優遇期間中に法人 税法に違反する企業に対する処分

2003年法人税法のガイドラインであるCircular 134/2007/TT-BTCの規定によると、法人税の優遇期間中の

企業が、所得を過少に申告した場合、過少申告となった所得に対しては免税及び減税を受けることが認められずに、現行の標準税率又は優遇税率で税額を計算して、納税しなければならない。従って、法人税優遇期間中の企業は、2007年、2008年の各年に対する税務調査の中で、課税所得が過少に計算されていると判断された場合、その過少となった所得に対しては税金を納付しなければならない。

なお、税務局は、企業の過失の程度によって、税法違反の処罰を適用することとなる。

例えば、企業が法人税免税の優遇を受けている場合には、脱税行為とは見なされないが、企業が法人税減税の優遇を受けている場合には、その程度によっては、脱税行為として見なされる可能性もあり、税額の不足金額を遡って徴収されるだけでなく、その不足金額の1倍～3倍に相当する罰金を科せられる可能性がある。

以上は、税務総局が、地方の税務局に対して2009年7月30日付けで発行したOfficial Letter 3090/TCT-PCの記載に基づいている。

正常な取引価格に従わない場合、資 産売却価格を設定

税務総局は、2009年7月30日付けで、企業が固定資産を残存価値より低い価格で故意に売却した場合のガイドラインを規定するOfficial Letter3110/TCT-CSを発行した。

同Official Letterは、納税者が市場の正常な取引

価格に従わずに販売資産の価値を算定して販売した場合に、税務局は税額のみなし計算を行って課税することができると規定している。

この場合、税額のみなし計算は、“税務申告書類、過去の申告時の納税額から得られる各種情報、納税者と関連当事者との間の取引に関する情報、同地域で同規模で同業種の第三者の税額計算に関する情報及びその他関連情報”に基づき行われる。



付加価値税

国際運送用機器の運転に対する付加価値税

付加価値税の非課税対象となる商品やサービスを規定する2007年4月9日付けの

Circular32/2007/TT-BTCA、II、1.23.d2によると、

「(通常の)運送用機器に提供する車検登記、保険、修理、塗装、整備の各サービスを除き、国際運送用機器の運転保証用に提供するガソリン、油、運送用機器の修理、塗装、整備などの商品、サービス及び国際運送用機器の運転保証用に提供するその他の商品、サービス」は付加価値税の非課税対象となる。

ここで“塗料”そのものは、国際運送用機器の運転を保証するのに直接的に使用する燃

料ではないため、上記規定の“塗装”は、“塗料”そのものをさすのではなく、“塗装サービス”と解釈される。従って、“塗料”そのものは、付加価値税の課税対象となる。

従って、Circular32/2007/TT-BTCの発効日から2009

年1月1日までに、会社が車検登記、保険、修理、塗装サービス、整備の各サービスを提供する際に、「塗料」そのものについても付加価値税抜きのインボイスを作成していた場合には、当該会社は、「塗料」そのものについては新規の付加価値税込みのインボイスを作成し、かつ一定の調整、補足のための申告を行う必要がある。

以上は、財政省が、地方の税務局に対して2009年8月3日付けで発行したOfficial Letter10972/BTC-TCTの記載に基づいている。



税関及び輸出入

余剰原材料に対する輸入税

税関総局は、2009年7月23日付けで、特定の繊維・縫製企業に対してOfficial Letter 4390/TCHQ-KTTTを発行した。同Official Letterは、使用見込みのない余剰原材料を加工契約終了後、破棄処分する場合のガイドラインとなっている。

同Official Letterによると、そうした原材料は、

加工契約に準拠した使用規格、消費規格及び消耗比率であって、かつ税関当局に登録した場合のみに、輸入税を免税されることとなる。

免税となる輸入商品リストの登録

Decree 108/2006/ND-CPに規定する投資優遇分野

(産業及び地域)に属する案件の固定資産形成用の輸入商品は、一定の手続(免税となる輸入商品リストの登録、所定の書類の提出)を行うことで、輸入税が免税となる。仮に複数の輸入税免税の要件に該当する企業等については、最高の適用免税レベルを選択することが認められる。

輸入税免税対象となる固定資産形成用の設備に付属する部品、パーツ、バルク部分、付属品等については、既に税関当局に登録している免税対象の設備に付属するものである場合、輸入税免税を登録することで、免税かどうか検討されることとなる。ただし、当該設備と一体となって組み立て又は使用されることが条件となる。

企業等は、Decree 149/2005/ND-CPに添付して交付

された付属書Ⅲに規定するリストに記載された商品について、“初回のみ輸入税免税”とする登録をする場合、以下の点に注意する必要がある。

①付属書Ⅲに設定された品目のみが免税検

討の対象となる。つまり、付属書Ⅲに設定されていない品目については免税とならない。

②付属書Ⅲに設定された品目についても、初回のみ免税を受けるため、規模拡大、技術刷新に伴い追加的に輸入される品目については免税とならない。

以上は、税関総局が、特定の企業に対して、2009年7月16日付けで発行したOfficial Letter 4260/TCHQ-KTTTの記載に基づいている。

2009年6月4日の前に締結した契約に対する保税倉庫入庫手続

税関総局は、2009年7月6日付けで、保税倉庫寄託輸入に関するガイドラインを規定するOfficial Letter 3980/TCHQ-GSQLを公布した。同Official Letter

は、税関手続に関するCircular 79/2009/TT-BTCの

発効日(2009年6月4日)の前に締結した契約について規定している。

Circular 112/2005/TT-BTCに規定するガイドライン

に従い、商品輸入契約、保税倉庫賃借契約を締結した各企業(工業団地及び輸出加工区の内外を問わず)は、輸入商品(生産用の原材料、資材、機械、設備など)を工業団地の中にある保税倉庫に積み替える手続を行うことを認められ、その企業は、「保税倉庫寄託商品」と明記する運送証券を有することとなる。

2009年6月4日後に締結する契約の場合、工業団地の中にある企業及び輸出加工企業が扱う商品のみが、保税倉庫への搬入を認められる。

また、輸入自動車の場合、関税当局の管理上の理由により、保税倉庫への積み替えが不可能である。

For more information, please contact:

Richard Buchanan

Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Tom McClelland

Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Donald Wilson

Senior Tax Counsel
donawilson@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Bui Ngoc Tuan

Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Bui Tuan Minh

Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Lynn Tastan

Tax Director
ltastan@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Andrea Tochackova

Tax Director
atochackova@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

@ 2009 Deloitte Vietnam Tax Company Limited